

日本道路公団（才一次）及び日
本国有鉄道の国際復興開発銀行
との貸付契約及び保証契約の対
照表

昭和36年8月

日本道路公団

14

貸付番号 248JA

国際復興開発銀行と日本
道路公団との貸付契約

(尼崎—栗東間高速道路事業)

1960年3月17日

貸付番号 281JA

国際復興開発銀行と日本
国有鉄道との貸付契約

(東海道新幹線事業)

1961年5月2日

貸付契約

1960年3月17日附国際復興開発銀行(以下「銀行」という)と日本道路公団(以下「借入人」という)との間の契約

第1条 貸付規程

第1.01項

本貸付契約の当事者は、1956年6月15日附銀行の貸付規程第4号のすべての規程をそれ 次全部ここに規定されたと同様の効力を有するものとして受諾する。ただし、本契約の付属書第3号で定められた修正については、その修正に従う(以下そのように修正された貸付規程第4号を「貸付規程」という)。

第2条 貸付金

第2.01項

銀行は借入人に対し、本契約に規定又は引用する条件によって、各種通貨で総額 4,000万ドル に相当する金額を貸付けることに同意する。

第2.02項

銀行はその帳簿に借入人名義の貸付金勘定を開き、貸付金額を当該勘定に貸記する。貸付金額は貸付規程の規定に従って、貸付金勘定から引き出すことができ、また取消ないし停止されることがある。

参考：貸付契約付属書第3号(A)により修正された1956年6月15日付貸付規程第4号第4.01項は次のとおりである。

第4.01項 貸付金勘定からの引出

貸付契約

1961年5月2日付国際復興開発銀行(以下「銀行」という)と日本国有鉄道(以下「借入人」という)との間の契約

第1条 貸付規程

第1.01項

本貸付契約の当事者は、1961年2月15日付銀行の貸付規程第4号のすべての規定をそれ 次全部ここに規定されたと同様の効力を有するものとして受諾する。ただし、本契約の付属書第3号で定められた修正については、その修正に従う(以下そのように修正された貸付規程第4号を「貸付規程」という)。

第2条 貸付金

第2.01項

銀行は借入人に対し、本契約に規定又は引用する条件によって、各種通貨で総額 3,000万ドル に相当する金額を貸付けることに同意する。

第2.02項

銀行はその帳簿に借入人名義の貸付金勘定を開き、貸付金額を当該勘定に貸記する。貸付金額は貸付規程の規定に従って、貸付金勘定から引き出すことができ、また取消ないし停止されることがある。

第2.03項

借入人は、ドル及び銀行と借入人との合意する通貨(保証人の通貨を除く。)をもって、銀行と借入人との合意するとき、借入人対象事業の

借入人は、この規程の定めるところに従い、銀行と借入人との合意する通貨（保証人の通貨を除く。）をもって、貸付契約に基づき融資される財貨の正当な費用にあてるために1959年4月1日以降支出された額に対し銀行と借入人の合意するパーセンテージに相当する金額を、貸付金勘定から引き出すことができるものとする。ただし、銀行と借入人はかかる引出について、前払の取り極めをすることができる。銀行と借入人が別段の合意をする場合を除き、加盟国以外の国（スイスを除く。）の領域における支出又は当該領域内で生産される財貨（当該領域から提供される役務を含む。）のために貸付金を引き出すことはできない。

第2.03項

借入人は銀行に対し引出未済の貸付金元金について、年0.75%の割合で、約定手数料を支払うものとする。この約定手数料は、本契約日以後60日目から貸付金が借入人により貸付規程第4条の規定に基づき貸付金勘定から引き出される日又は目第5条に従って取消される日まで付するものとする。

第2.04項

お能調達コト

借入人は、引き出された貸付金の元金残高について、年6.25%の割合で利息を支払うものとする。

ために1961年1月1日以降支払つた額に対し銀行と借入人との合意するパーセンテージに相当する金額を、貸付金勘定から引き出すことができるものとする。ただし、銀行と借入人はかかる引出について、前払の取り極めをすることができる。加盟国以外の国（スイスを除く。）の領域における支出又は当該領域内で生産される財貨（当該領域から提供される役務を含む。）のために貸付金を引き出すことはできない。

第2.04項

借入人は銀行に対し引出未済の貸付金元金について、年0.75%の割合で、約定手数料を支払うものとする。

第2.05項

借入人は引き出された貸付金の元金残高について、年5.75%の割合で利息を支払うものとする。

第2.05項

利息及びその他の手数料は毎年4月15日及び10月15日の半年

第2.06項 借入人は、本契約付属書第1号に規定する償還計画表に従い貸付金元金を返済するものとする。

第3条 貸付金の使途

3.02の「17」は「17」
提出

第3.01項

借入人は、本契約付属書第2号に記述された対象事業の設計及び建設を遂行するに要する財貨の費用をまかなうためにこの貸付金を使用するものとする。この貸付金から扱われるべき特定の財貨並びにかかる財貨の購入方法及び手続に関しては、銀行と借入人との間の合意によつて決定されるものとし、また更に両者間の今後の合意によつて改訂されることがある。

第3.02項

借入人は、貸付金によつてまかなわれるあらゆる財貨は、再う対象事業の設計及び建設に使用されるようにするものとする。

第4条 債券

第4.01項

借入人は、貸付規程の定めるところにより、貸付金の元本額につき、債券を作成し交付するものとする。

第2.06項

利息及びその他の手数料を毎年5月15日及び11月15日の半年払いとする。

第2.07項 借入人は、本契約付属書第1号に規定する償還計画表に従い貸付金元金を返済するものとする。

第3条 貸付金の使途

第3.01項

借入人は、本契約書付属書第2号に記述された対象事業を遂行するに要する費用をまかなうためにこの貸付金を使用するものとする。

〔欠〕

第4条 債券

第4.01項

借入人は、貸付規程の定めるところにより、貸付金の元本額につき、債券を作成し交付するものとする。

第4.02項

借入人の総裁及びその者が文書によつて指名する者を貸付規程第6.12(a)項に関する借入人の授权代表者として指定する。

第5条 特 約

第5.01項

(a) 借入人は、対象事業の設計及び建設を正当な勤勉さと能率をもつて健全な技術上、経理上の慣行に従い遂行するものとする。

(b) 銀行が別に同意しない限り、対象事業は銀行及び借入人の満足する契約に従いかつ銀行及び借入人の満足する請負者によつて建設されるものとする。

(c) 対象事業の設計及び建設に当り、借入人は銀行及び借入人が容認する技術コンサルタントを両者が満足する範囲でかつ両者が満足する条件で雇傭するものとする。

(d) 対象事業の爲に用いられる一般設計標準は銀行及び借入人の満足するものでなければならぬ。

(e) 借入人は、対象事業の計画書及び仕様書並びにそれらについての後に行われた実質的な変更について、その作成後速やかに、銀行が要求する細目に従いそれらを銀行に提出するものとする。

(f) 借入人は、貸付金によつてまかなわれた財産を区別し、それらを対象事業に使用したことを示し、対象事業(対象事業の費用を含む)の設計及び建設の進捗状況を記録し、かつ、一貫性のある健全な経理上の慣行に従つて、借入人の業務及び財務状態を反映するに十分な記録を保持するものとする。また借入人は、銀行の代表者が対象事業の計画書及び仕様書並びにそれらについての後に行われた実質的な変更について、その作成後速やかに、銀行が要求する細目に従いそれらを銀行に提出するものとする。

第4.02項

借入人の総裁及びその者が文書によつて指名する者を貸付規程第6.12(a)項に関する借入人の授权代表者として指定する。

第5条 特 約

第5.01項

(a) 借入人は、対象事業を正当な勤勉さと能率をもつて、かつ健全な技術上、経理上の慣行に従い遂行するものとする。

[欠]

[欠]

[欠]

(b) 借入人は、対象事業の計画書及び仕様書並びにそれらについての後に行われた実質的な変更について、その作成後速やかに、銀行が要求する細目に従いそれらを銀行に提出するものとする。

(c) 借入人は、貸付金によつてまかなわれた財産及びその他の費用を区別し、それらを対象事業に使用したことを示し、対象事業(対象事業の費用を含む)の進捗状況を記録し、かつ、一貫性のある健全な経理上の慣行に従つて、借入人の業務及び財務状態を反映するに十分な記録を保持するものとする。また借入人は、銀行の代表者が借

るようにし、かつ、銀行が正当に要求する貸付金の支出、対象事業、
財貨、借入人の業務及び財政状態に関する全ての情報を銀行に提出
するものとする。

第5.02項

借入人は、絶えず健全な技術上及びハイウェイの慣行に従って、対
象事業を運営、維持及び補修するものとする。

第5.03項

(a) 銀行及び借入人は、この貸付の目的が達成されることを確保する
ため十分協力するものとする。このため両当事者は、相互に、この
貸付の一般状況について一方が正当に要求するすべての情報を他方
に提供するものとする。

(b) 銀行及び借入人は、この貸付の目的及び貸付金の元利等支払の継
続に関する事項につき、その代表者を通じ随時意見を交換するもの
とする。借入人は、この貸付目的の達成又は貸付金の元利等の支払
の継続を妨げもしくは妨げる虞れのある場合にはその事由を速やか
に銀行に通知するものとする。

第5.04項

借入人は、銀行が別に同意しない限り、債務の担保として借入人の財
産に担保権が設定された時は、この担保権は、その争実によつて、
平等にかつ比例的に貸付金及び債券の元金利息及びその他の手数料の
支払を保証すること並びにかかる担保権の設定に当つては上述の趣旨
の規定を明示することを約束する。ただし、本項の以上の規定は次の
場合には適用しない。

入人の財産、対象事業、財貨並びにすべての関係記
録及び書類を検査できるようにし、かつ、銀行が正当に要求する貸
付金の支出、対象事業、借入人の業務及び財務状態に関するすべての
情報を銀行に提出するものとする。

[欠]

第5.02項

(a) 銀行及び借入人は、この貸付の目的が達成されることを確保する
ため十分協力するものとする。このため両当事者は、相互に、この
貸付の一般状況について一方が正当に要求するすべての情報を他方
に提供するものとする。

(b) 銀行及び借入人は、この貸付の目的及び貸付金の元利等支払の継
続に関する事項につき、その代表者を通じ随時意見を交換するもの
とする。借入人は、この貸付目的の達成又は貸付金の元利等の支払
の継続を妨げもしくは妨げる虞れのある場合にはその事由を速やか
に銀行に通知するものとする。

第5.03項

借入人は、銀行が別に同意しない限り、債務の担保として借入人の財
産に担保権が設定された時は、この担保権は、その争実によつて、平
等にかつ比例的に貸付金及び債券の元金利息及びその他の手数料の支
払を保証すること並びにかかる担保権の設定に当つては上述の趣旨の
規定を明示することを約束する。ただし、本項の以上の規定は次の場合
には適用しない。

(i) 財産を購入する場合には、単にその購入代金の支払いの担保としてこの財産の上に設定された担保権

(ii) 通常の銀行取引中に発生する担保権で、債務発生の日以後一年以内に弁済期に達する債務を担保するもの

第5.05項

借入人は、本契約、保証契約又は債券の作成、発行、交付もしくは登録に、又は、それらに基づく元金、利息その他の手数料の支払いに関連し、保証人の法律又は保証人の領域内において効力をもち法律によつて賦課されるあらゆる租税又は手数料(もしあれば)を支払い、もしくは支払わせるものとする。ただし、本項の規定はかかる債券が保証人の居住者たる何人又は法人によつて利益を得て所有されている場合には、銀行以外のかかる所有者に対するこの債券の支払に関する租税又は手数料については適用しないものとする。

第5.06項

借入人は、本契約、保証契約又は債券の作成、発行、交付もしくは登録に関し、貸付金及び債券の支払に使用される通貨が流通する国の法律又はかかる国の領域内において効力をもち法律によつて賦課されるあらゆる租税及び手数料(もしあれば)を支払い、又は支払わせるものとする。

第5.07項

(a) 借入人は、絶えずその存在を維持し、かつ、業務を遂行する権利

(i) 財産を購入する場合には、単にその購入代金の支払いの担保としてこの財産の上に設定された担保権

(ii) 通常の銀行取引中に発生する担保権で、その日以後一年以内に弁済期に達する債務を担保するもの

第5.04項

借入人は、本契約、保証契約又は債券の作成、発行、交付もしくは登録に、又は、それらに基づく元金、利息その他の手数料の支払いに関連し、保証人の法律又は保証人の領域内において効力をもち法律によつて賦課されるあらゆる租税又は手数料(もしあれば)を支払い、もしくは支払わせるものとする。ただし、本項の規定はかかる債券が保証人の居住者たる何人又は法人によつて利益を得て所有されている場合には、銀行以外のかかる所有者に対するこの債券の支払に関する租税又は手数料については適用しないものとする。

第5.05項

借入人は、本契約、保証契約又は債券の作成、発行、交付もしくは登録に関し、貸付金及び債券の支払に使用される通貨が流通する国の法律又はかかる国の領域内において効力をもち法律によつて賦課されるあらゆる租税及び手数料(もしあれば)を支払い、又は支払わせるものとする。

第5.06項

(a) 借入人は、絶えずその存在を維持し、かつ、業務を遂行する権利

を維持するものとする。借入人は、銀行が別に同意しない限り、対象事業の円滑な建設並びに運営上必要な又は有益なあらゆる権利、権限、特典及び特権を維持し、かつ、更新させるために必要なあらゆる措置を講じるものとする。

(b) 借入人は、すべて健全な事務上及び技術上の慣行に従って、その施設及び財産を運営及び維持し、かつ、それらの必要とするあらゆる更新及び修理を随時行うものとする。また借入人は、健全、能率的かつビジネスライクに 常時その業務を運営するものとする。

第 5.08 項

借入人は、その建設計画において対象事業に優先順位を与えるものとし、かつ、そのため、もし対象事業の迅速かつ勤勉なる建設を遂行するためには必要があれば、計画の他の部分の建設工程に必要な変更を行うものとする。

第 6 条 銀行の救済手段

第 6.01 項

(i) 貸付規程第 5.02 項 (a), (b) (e) 又は (f) に記載する事態が発生し、かつ、30 日間継続する場合又は、(ii) 貸付規程第 5.02 項 (c) に記載する事態が発生し、かつ、銀行が借入人にその旨通知した後 60 日間継続する場合には、銀行は、かかる事態が継続す

を維持するものとする。借入人は、銀行が別に同意しない限り、その事業の運営上必要な又は有益なあらゆる権利、権限、特典及び特権を維持し、かつ、更新させるために必要なあらゆる措置を講じるものとする。

(b) 借入人は、すべて健全な技術的基準に従って、その施設及び財産を運営及び維持し、かつ、それらの必要とするあらゆる更新及び修理を随時行うものとする。また借入人は、健全な事業及び鉄道の慣行に従って、常時その業務を運営しかつ財務状態を維持するものとする。

第 5.07 項

借入人は、その建設計画において対象事業に優先順位を与えるものとし、かつ、そのため、もし対象事業の迅速かつ勤勉なる建設を遂行するためには必要があれば、計画の他の部分の建設工程に必要な変更を行うものとする。

第 6 条 銀行の救済手段

第 6.01 項

(i) 貸付規程第 5.02 項 (a), (b) (e) 又は (f) に記載する事態が発生し、かつ、30 日間継続する場合又は、(ii) 貸付規程第 5.02 項 (c) に記載する事態が発生し、かつ、銀行が借入人にその旨通知した後 60 日間継続する場合には、銀行は、かかる事態が継続する限

る限り、何時でも、その選択により、その時の貸付金及びすべての債券の未償還元金につき期限の利益を失われ、直ちに支払うべき旨宣言することができる。かかる宣言があつた場合には、前記の元金は、本契約又は債券中に反対の規定があつても、その規定にかかわらず、満期となり、直ちに支払われるものとする。

第7条 推 則

第7.01項

貸付金の引出期限は、1963年3月31日とする。

changing date 17 APR 5 1963

第7.02項

本契約締結の日後60日目の日を、貸付規程第9.04項の目的のためにここに特定する。

第7.03項

貸付規程第8.01項の目的のために、次の住所を特定する。

借入人：日本道路公団

日本国東京都港区芝田村町1丁目1番地

上記に代るべき電信宛名

Dorokodan Tokyo

6.02

2月20日 12月11日 12月11日

り、何時でも、その選択により、その時の貸付金及びすべての債券未償還元金につき期限の利益を失われ、直ちに支払うべき旨宣言することができる。かかる宣言があつた場合には、前記の元金は、本契約又は債券中に反対の規定があつても、その規定にかかわらず、満期となり、直ちに支払われるものとする。

第7条 推 則

第7.01項

貸付金の引出期限は、1964年9月30日とする。

第7.02項

本契約締結の日後60日目の日を、貸付規程第9.04項の目的のためにここに特定する。

第7.03項

貸付規程第8.01項の目的のために、次の住所を特定する。

借入人：日本国有鉄道

日本国東京都千代田区丸の内1丁目1番地

上記に代るべき電信宛名

Nationalrails Tokyo

銀行：国際復興開発銀行

アメリカ合衆国 ワシントン D. C. 25

H街 1818 N. W.

上記に代るべき電信宛名

Intbafrad

Washington. D. C.

以上の証として、両当事者は、正当権限を有する各々の代表者を通じて、頭書の日附に、米国合衆国コロンビア地区において、本貸付契約に
夫々署名の上、手交した。

国際復興開発銀行

総 裁

日本道路公団

授权代表者

銀行：国際復興開発銀行

アメリカ合衆国 ワシントン D. C. 25

H街 1818 N. W.

上記に代るべき電信宛名

Intbafrad

Washington. D. C.

以上の証として、両当事者は、正当権限を有する各々の代表者を通じて、頭書の日附に、米国合衆国コロンビア地区において、本貸付契約に
夫々署名の上、手交した。

国際復興開発銀行

総 裁

日本国有鉄道

授权代表者

附属書第1号

償還計重表

支払期日	元金支払額 (ドル表示)(註)
1963年 4月 15日	250 ドル
1963年 10月 15日	250
1964年 4月 15日	250
1964年 10月 15日	250
1965年 4月 15日	250
1965年 10月 15日	250
1966年 4月 15日	563
1966年 10月 15日	581
1967年 4月 15日	599
1967年 10月 15日	618
1968年 4月 15日	637
1968年 10月 15日	657
1969年 4月 15日	678
1969年 10月 15日	699
1970年 4月 15日	721

7000
27100
2314

附属書第1号

償還計重表

支払期日	元金支払額 (ドル表示)(註)
1964年 11月 15日	1,419 ドル
1965年 5月 15日	1,459
1965年 11月 15日	1,501
1966年 5月 15日	1,544
1966年 11月 15日	1,589
1967年 5月 15日	1,634
1967年 11月 15日	1,681
1968年 5月 15日	1,730
1968年 11月 15日	1,780
1969年 5月 15日	1,831
1969年 11月 15日	1,883
1970年 5月 15日	1,938
1970年 11月 15日	1,993
1971年 5月 15日	2,051
1971年 11月 15日	2,109

〔日本道路公団貸付契約〕

支払期日	元金支払額 (ドル表示)(註)
1970年10月15日	743千ドル
1971年4月15日	766
1971年10月15日	790
1972年4月15日	815
1972年10月15日	840
1973年4月15日	867
1973年10月15日	894
1974年4月15日	922
1974年10月15日	951
1975年4月15日	980
1975年10月15日	1,011
1976年4月15日	1,043
1976年10月15日	1,075
1977年4月15日	1,109
1977年10月15日	1,143
1978年4月15日	1,179
1978年10月15日	1,216
1979年4月15日	1,254

〔日本国有鉄道貸付契約〕

支払期日	元金支払額 (ドル表示)(註)
1972年5月15日	2,170千ドル
1972年11月15日	2,233
1973年5月15日	2,297
1973年11月15日	2,363
1974年5月15日	2,431
1974年11月15日	2,501
1975年5月15日	2,572
1975年11月15日	2,646
1976年5月15日	2,722
1976年11月15日	2,801
1977年5月15日	2,881
1977年11月15日	2,964
1978年5月15日	3,049
1978年11月15日	3,137
1979年5月15日	3,227
1979年11月15日	3,320
1980年5月15日	3,415
1980年11月15日	3,514

支払期日	元金支払額 (ドル表示)(註)
1979年10月15日	1,293ドル
1980年4月15日	1,334
1980年10月15日	1,375
1981年4月15日	1,418
1981年10月15日	1,462
1982年4月15日	1,508
1982年10月15日	1,555
1983年4月15日	1,604

(註) 本貸付金の中、ドル以外の通貨で返済されるもの(貸付規程第3.02項参照)については、本欄の数字は貸付金引出のために定められたその通貨のドル相当額を示す。

期限前返済及び債券償還の場合のプレミアム

貸付規程第2.05項(b)による貸付金元金の期限前返済又は貸付規程第6.16項による債券の期限前償還に対し支払われるべきプレミアムは次のとおりとする。

支払期日	元金支払額 (ドル表示)(註)
1981年5月15日	3,215ドル

(註) 本貸付金の中、ドル以外の通貨で返済されるもの(貸付規程第3.03項参照)については、本欄の数字は貸付金引出のために定められたその通貨のドル相当額を示す。

期限前返済及び債券償還の場合のプレミアム

貸付規程第2.05項(b)による貸付金元金の期限前返済又は貸付規程第6.16項による債券の期限前償還に対し支払われるべきプレミアムは、次のとおりとする。

期限前返済又は償還の時期	プレミアム
期限前3年以内の時期	$\frac{1}{2}\%$
期限前3年を超え6年以内の時期	$1\frac{1}{2}\%$
期限前6年を超え11年以内の時期	$2\frac{1}{2}\%$
期限前11年を超え16年以内の時期	$3\frac{3}{4}\%$
期限前16年を超え20年以内の時期	5%
期限前20年を超える時期	$6\frac{1}{4}\%$

期限前返済又は償還の時期	プレミアム
期限前3年以内の時期	$\frac{1}{2}\%$
期限前3年を超え6年以内の時期	$1\frac{1}{2}\%$
期限前6年を超え11年以内の時期	$2\frac{1}{2}\%$
期限前11年を超え16年以内の時期	$3\frac{1}{2}\%$
期限前16年を超え18年以内の時期	$4\frac{3}{4}\%$
期限前18年を超える時期	$5\frac{3}{4}\%$

附属書第2号

対象事業の概要

対象事業は、尼崎インターチェンジ(尼崎の北西)及び、粟東インターチェンジ(大津の東)間の4車線、往復分離出入制限の高速道路であり、サービスエリア、バスストップ及びインターチェンジを含むものである。本高速道路は延長約4.8kmとなる。対象事業はまた本道路完成後の維持及び運営に必要な設備、建物及び他の恒久的な施設を含むものである。

附属書オス号

対象事業の概要

対象事業は、東京、大阪間の新規電気鉄道すなわちいわゆる東海道新幹線の当初営業のために必要な諸設備の建設もしくは供給から成り立つものである。

本鉄道は、標準軌・複線・延長約500キロメートルの高架電力線を有する電化方式となる。本事業の建設の主要項目には、ずい道、橋梁、終端駅及び中間駅、ヤード、側線及びその他の構造物が含まれる。送電線、通信設備、信号装置及びその他運転に必要な諸施設が敷設される。

本事業は、また、新幹線のための用地及び必要な車輛(動力車を含む。)の取得を含むものである。

本事業は、1964年なかばに完成するものと予定される。

附属書第3号

貸付規程第4号の修正

本契約については、1956年6月15日付銀行の貸付規程第4号の規定は、次のとおり修正されたものとみなす。

(a) 第2.02項を削除する。

(b) 第3.01項の最初のセンテンスを削除する。

(c) 第3.05項の終りに次のセンテンスを追加する。

「保証人の通貨による支出のために引出が申請される場合、保証人の通貨の引出されるべき通貨で表示される価値は銀行が正当に決定するものとする」

(d) 第4.01項を削除し、次の項を置く。

「第4.01項貸付金勘定からの引出」

借入人は、この規程の定めるところに従い、銀行と借入人との合意する通貨(保証人の通貨を除く)をもって、貸付契約に

Handwritten notes in Japanese: "Schedule 3", "A old cont", "第4.01項", "貸付金勘定", "引出", "銀行と借入人", "合意する通貨", "保証人の通貨を除く".

附属書第3号

貸付規程第4号の修正

本契約については、1961年2月15日付銀行の貸付規程第4号の規定は、次のとおり修正されたものとみなす。

〔以下1956年6月15日付貸付規程第4号を旧規程、1961年2月15日付、貸付規程第4号を新規程という。〕

〔欠〕 参考: 公団の借款では、貸付契約第2.03項後段に新貸付規程第2.02項後段と同趣旨を規定している。公団の貸付契約第2.03項参照。

(a) 第3.02項及び第4.01項を削除する。

〔新貸付規程第4号の第3.02項は、旧貸付規程第3.01項の最初のセンテンスにほぼ該当する。〕

〔欠〕 旧規程第3.05項を左のとおり修正したものが新規程第3.07項にほぼ該当する。

〔公団の場合の左記(d)による貸付規程第4.01項の修正の代りに、国鉄借款では貸付契約に第2.03項を設けて貸付金の引出を規程している。国鉄の貸付契約第2.03項を参照。〕

Handwritten notes in Japanese: "9/10/55", "1-11-55", "1-12-55".

基き融資される戦貨の正当な費用にあてるため、1947年4月1日以降支出された額に対し銀行と借入人の合意するパーセンテージに相当する金額を貸付金勘定から引出すことができるものとする。ただし、銀行と借入人とはかかる引出の場合において、前払のための取り極めをすることが出来る。銀行と借入人が別段の合意をする場合を除き、加盟国以外の国（スイスを除く）の領域における支出又は当該領域内で生産される財貨（当該領域から提出される役務を含む）のための貸付金を引出すことは出来ない。

(e) 第4.02項を削除する。

(f) 第4.03項の最初のセンテンスを削除し、次のセンテンスを置く。
「借入人が貸付金勘定から引出を行おうとするときは、借入人は銀行が正当に要求する様式の申請書に銀行が正当に要求する事項もしくは契約を記載して、これを銀行に提出するものとする。」

(g) 第5.02項の最後のパラグラフを削除し、次のパラグラフを置く。

「貸付金勘定から引出を行う借入人の権利は、その停止をもたらした事情が止むか、又は銀行が引出を行う権利を復活する旨借入人に通知するか、いずれか早い方の時期まで、それぞれの場合によりその全部又は一部の停止が継続される。ただし、かかる復活の通知のあった場合には引出を行う権利は、その通知に示される範囲においてかつ、その条件に従つてのみ復活するものとする。なお、かかる通知は本

(欠)

公団の借款では、左記(e)で貸付規程第4.02項「特別約定」の規定を削除している。それに伴い、左記(f)で貸付規程第4.03項の「引出申請」について、特別約定に関する規定を削り、また、第4.03項後段（引出申請を支出後すみやかに行う旨の規定）を削っている。

(欠)

公団の借款では左記(g)で旧貸付規程第5.02項を修正したので、結局新規程第5.02項(j)と全く同一の規定となっている。

項述べる他の又は附随する事情に関する銀行の如何なる権利、権能又は救済手段に影響を与え又はこれを損うものではない。」

(a) 第5.04項を削除する。

(b) 第9.03項を削り、次の項を置く。

「第9.03項(発効日)第8.01項の規定にかかわらず銀行と借入人が別段の合意をする場合を除き、貸付契約及び保証契約は、銀行が借入人及び保証人に対し、第9.01項により要求される証拠を受領した旨通知した日においてその効力を生ずる。」

(c) 第10.01項中パラグラフ12を削り、次のパラグラフを置く。

「12. 対象事業とは、この貸付の認められた事業であつて、貸付契約附頁書第2号に記載され、かつ、保証人の同意を得て借入人と銀行が行う契約により随時変更されるものをいう。」

(d) 第10.01項中、パラグラフ14を削り、次のパラグラフを置く。

「14. 対外債務とは保証人の通貨以外の手段で支払うべき一切の現在又は将来の債務をいい、当該債務が、必ず当該他の手段で支払うべきものであるか、又は債権者の撰択により当該他の手

0 14 12の手段で支払うべきものであるかの如何は問わない。」
11.01.01は 11.01.01の修正

(欠) [貸付規程第5.04項は、特別約定に関する規定である。

(欠)

(d) 第10.01項中パラグラフ11を削り、次のパラグラフを置く。

「11. 対象事業とは、この貸付の認められた事業であつて、貸付契約に記載され、かつ、保証人の同意を得て借入人と銀行が行う契約により随時変更されるものをいう。」

〔旧規程第10.01項、パラグラフ12は新規程第10.01項パラグラフ11と同一である。〕

(欠)

貸付番号ス48JA

日本政府と国際復興開
発銀行との保証契約

(尼崎—粟東高速道路事業)

1960年3月17日

貸付番号 28/JA

日本国政府と国際復興
開発銀行との保証契約

(東海道新幹線事業)

1961年5月2日

保証契約

1960年3月17日附日本国(以下「保証人」という。)と国際復興開発銀行(以下「銀行」という。)との間の契約。

銀行と日本道路公団(以下「借入人」という。)との間の同一日附の契約——この契約とその中に引用される附属書を以下貸付契約という——により、銀行は、保証人がこの保証契約に規定する借入人の債務を保証することに同意することを条件として借入人に対し4,000万弗に相当する各種の通貨を、貸付契約に規定した条件に基づき貸しつけることに同意したことに鑑み、

かつ、保証人は、銀行が借入人と貸付契約を締結したことを考慮し、かような債務を保証することに同意したことに鑑み、

当事者はここに次のとおり合意する。

第1条

第1.01項 本保証契約の当事者は、^{1961年2月15日}1956年6月15日附銀行の貸付規程オ4号のすべての規定をそれが全部ここに規定されたと同様の効力を有するものとして受諾する。ただし、貸付契約の附属書オ3号で定められた修正については、その修正に従う。(以下そのように修正された貸付規程オ4号を貸付規程という。)

第2条

第2.01項 保証人は、単に保証人としてではなく、主たる債務者として、貸付金の元金、利息及びその他の手数料、債券の元金及び利息並びに、もしあるならば、借入金及び債券の期限前償還についての

保証契約

1961年5月2日附日本国(以下「保証人」という。)と国際復興開発銀行(以下「銀行」という。)との間の契約。

銀行と日本国有鉄道(以下「借入人」という。)との間の同一日附の契約——この契約とその中に引用される附属書を以下貸付契約という——により、銀行は、保証人がこの保証契約に規定する借入人の債務を保証することに同意することを条件として借入人に対し8,000万弗に相当する各種の通貨を、貸付契約に規定した条件に基づき貸しつけることに同意したことに鑑み、

かつ、保証人は、銀行が借入人と貸付契約を締結したことを考慮し、かような債務を保証することに同意したことに鑑み、

当事者はここに次のとおり合意する。

第1条

第1.01項 本保証契約の当事者は、1961年2月15日附銀行の貸付規程オ4号のすべての規定をそれが全部ここに規定されたと同様の効力を有するものとして受諾する。ただし、貸付契約の附属書オ3号で定められた修正については、その修正に従う。(以下そのように修正された貸付規程オ4号を貸付規程という。)

第2条

第2.01項 保証人は、単に保証人としてではなく、主たる債務者として、貸付金の元金、利息及びその他の手数料、債券の元金及び利息並びに、もしあるならば、借入金及び債券の期限前償還についての

110

プレミアムをすべて貸付契約及び債券に定められているように正確にかつ期限通りに支払うことを茲に無条件に保証する。ただし、本項は、本契約書に含まれている他のいずれの条項をも制限又は拘束するものではない。

第2. 02項 保証人は、借入人の利用し得る資金が建設期間中及び建設後において、すべて健全な技術上の慣行に従い、対象事業の建設、維持、修繕のために必要と推定される経費をまかなうのに不十分であると信ずるに足る正当な理由がある場合には、かかる支出をまかなうに必要な資金を合理的な条件で速やかに借入人に供給し、又は供給されるよう措置することを約束する。

第3条

第3. 01項 保証人は、貸付契約の規定に従い、対象事業に関する借入人の特約、契約及び義務のすべてを、借入人に遂行させるものとする。

第3. 02項 (a) 本項に使用される「取付道路」とは、対象事業のインターチェンジと対象事業により横断される地域の市街地を結ぶ公道をいい「建設する」及び「建設」とは、それぞれ建設する、改築する及び改良する、並びに建設、改築及び改良をいうものとする。

(b) 保証人は (i) 必要に応じて速やかに、取付道路の建設費用の負担額を支払うのに必要な全ての資金を入手可能にすることを引き受け、(ii) 保証人及び保証人の全ての機関の管轄に属する取付道路を建設し、又

プレミアムをすべて貸付契約及び債券に定められているように正確にかつ期限通りに支払うことを茲に無条件に保証する。ただし、本項は、本契約書に含まれている他のいずれの条項をも制限又は拘束するものではない。

第2. 02項 保証人は、借入人の利用し得る資金が対象事業の遂行のために必要と推定される経費をまかなうに不十分であると信ずるに足る正当な理由がある場合には、かかる支出をまかなうに必要な資金を合理的な条件で速やかに借入人に供給し、又は供給されるよう措置することを約束する。

第3条

第3. 01項 保証人は、貸付契約の規定に従い、対象事業に関する借入人の特約、契約及び義務のすべてを、借入人に遂行させるものとする。

air traffic control

highway practice

policy

は建設せしめるものとし、(iii) 地方公共団体が必要に応じて速やかに取付道路の建設費用を負担し、かつ

その管轄に属する取付道路を建設することを確実にするべく最善具一最大の努力をするものとする

(10) 保証人は、保証人のすべての機関の管轄に属する取

付道路を健全なる技術的慣行に従って、修繕を行い

良好な状態を維持し又は維持させるものとし、また地

方公共団体がその管轄に属する取付道路を健全なる技

術的慣行に従って修繕を行い良好な状態を維持すること

を確実にするべく、保証人は最善具一最大の努力を

するものとする。

d. B. 100
plan. Spec.
side. left
100
100
100

第3. 03項 他のいかなる外債も政府財産の上に担保権を設定すること

により本貸付金に優先する順位を享有しないものとする

保証人と銀行の共通の意志である。この目的のため、保証人は、銀行

が別に同意しない限り、外債の担保として保証人の財産に担保権

が設定された時は、この担保権は、その事実によって平等にかつ比

例的に貸付金及び債券の元金、利息及びその他の手数料の支払を保

証するものとし、また、かかる担保権の設定に当っては、この趣旨

の規定を明示することを約束する。ただし、本項の以上の規定は次

の場合には通用しない。

(i) 財産を購入する場合に、単にその財産の購入代金の支払の担保

としてこの財産の上に設定された担保権

(ii) 債務発生の日以後一年以内に弁済期限に達し、また、商品の

売上金より弁済さるべき債務を担保するため商品の上に設定された

担保権

standar Spec. 100 217 218
sub. 100 217 218 100 specification
100 217 218 100 217 218

第3. 02項 他の如何なる外債も政府財産の上に担保権を設定すること

により本貸付金に優先する順位を享有しないものとする

保証人と銀行の共通の意志である。この目的のため、保証人は、銀行

が別に同意しない限り、外債の担保として保証人の財産に担保権

が設定された時は、この担保権は、その事実によって平等にかつ比

例的に貸付金及び債券の元金、利息及びその他の手数料の支払を保

証するものとし、また、かかる担保権の設定に当っては、この趣旨

の規定を明示することを約束する。ただし、本項の以上の規定は次

の場合には通用しない。

(i) 財産を購入する場合に、単にその財産の購入代金の支払の担保

としてこの財産の上に設定された担保権

(ii) 債務発生の日以後一年以内に弁済期限に達し、また、商品の

売上金より弁済さるべき債務を担保するため商品の上に設定された

担保権

担保権

(iii) 通常の銀行取引中に発生する担保権で、債務発生の日以後一年以内に弁済期に達する債務を担保するもの

本項にいう「保証人の財産」には、保証人又は保証人のすべての機関の財産を包括する。

保証人は、更にその憲法的権限の限界内において、地方行政官庁をも含めてその下部機構及びその機関の資産上の担保権に関し、前記の諸約束を有効とするものとする。

第3. 04項 (a) 保証人と銀行は、この貸付の諸目的の完遂を確保するため十分に協力するものとする。これがため、保証人又は銀行は他的一方に対し、貸付の一般状況に関し正当に要求する情報のすべてを提供するものとする。保証人にとっては、かかる情報は、保証人の領域内の財政的経済的情况、国際収支状況に関する情報を包含するものとする。

(b) 保証人及び銀行は、この貸付の目的及び貸付金の元利等支払の継続に関する事項につきその代表者を通じ随時意見を交換するものとする。保証人はこの貸付目的の達成又は元利等支払の継続を妨げ、もしくは妨げる虞れのある場合にはその事由を速かに銀行に通知するものとする。

(c) 保証人は、銀行の授权された代表者がこの貸付目的のため保証人の領域内のいかなる地方をも視察するためあらゆる合理的な機会を与えるものとする。

担保権

(iii) 通常の銀行取引中に発生する担保権で、債務発生の日以後一年以内に弁済期に達する債務を担保するもの

本項にいう「保証人の財産」には、保証人又は保証人のすべての機関の財産を包括する。

保証人は、更にその憲法的権限の限界内において、地方行政官庁をも含めてその下部機構及びその機関の資産上の担保権に関し、前記の諸約束を有効とするものとする。

第3. 03項 (a) 保証人と銀行は、この貸付の諸目的の完遂を確保するため十分に協力するものとする。これがため、保証人又は銀行は他的一方に対し、貸付の一般状況に関し正当に要求する情報のすべてを提供するものとする。保証人にとっては、かかる情報は、保証人の領域内の財政的経済的情况、国際収支状況に関する情報を包含するものとする。

(b) 保証人及び銀行は、この貸付の目的及び貸付金の元利等支払の継続に関する事項につきその代表者を通じ随時意見を交換するものとする。保証人はこの貸付目的の達成又は元利等支払の継続を妨げ、もしくは妨げる虞れのある場合にはその事由を速かに銀行に通知するものとする。

(c) 保証人は、銀行の授权された代表者がこの貸付目的のため保証人の領域内のいかなる地方をも視察するためあらゆる合理的な機会を与えるものとする。

第3.05項 貸付金及び債券の元金、利息及びその他の手数料は、保証人の法律又は保証人の領域内において効力をもつ法律によつて賦課されるいかなる租税又は手数料のために削減又は影響されることなく支払われるものとする。ただし、本項の規定は、かかる債券が保証人の居住者たる個人又は法人によつて利益を得て所有されている場合には、銀行以外のかかる所有者に対するこの債務支払に関する租税、又は手数料については適用しないものとする。

第3.06項 本契約、貸付契約及び債券は、その作成、発行、交付又は登録に關し、保証人の法律又はその領域内において効力をもつ法律によつて賦課されるあらゆる租税又は手数料を免除されるものとする。

第3.07項 貸付金及び債券の元金、利息及びその他の手数料は保証人の法律又は保証人の領域内において効力をもつ法律により賦課されるあらゆる制限をうけることなくこれを支払うものとする。

第3.08項 保証人は、借入人が貸付契約に含まれた特約、契約及び義務を遂行するのを妨げ、又は干渉するいかなる行動もとらないものとし、かつ、借入人がかかる特約、契約、義務を遂行し得るよう、必要適切なすべての行動をとり又はとらせるものとする。

第 4 条

第4.01項 保証人は、貸付規程の規定にもとずき、借入人により作成かつ交付される債券を保証するものとする。保証人の大蔵大臣及びその人が書面により指定する者は、貸付規程第6.12項(b)項の目的のために保証人の権限ある代表者として指定される。

第3.04項 貸付金及び債券の元金、利息及びその他の手数料は、保証人の法律又は保証人の領域内において効力をもつ法律によつて賦課されるいかなる租税又は手数料のために削減又は影響されることなく支払われるものとする。ただし、本項の規定は、かかる債券が保証人の居住者たる個人又は法人によつて利益を得て所有されている場合には、銀行以外のかかる所有者に対するこの債務支払に関する租税、又は手数料については適用しないものとする。

第3.05項 本契約、貸付契約及び債券は、その作成、発行、交付又は登録に關し、保証人の法律又はその領域内において効力をもつ法律によつて賦課されるあらゆる租税又は手数料を免除されるものとする。

第3.06項 貸付金及び債券の元金、利息及びその他の手数料は保証人の法律又は保証人の領域内において効力をもつ法律により賦課されるあらゆる制限をうけることなくこれを支払うものとする。

第3.07項 保証人は、借入人が貸付契約に含まれた特約、契約及び義務を遂行するのを妨げ、又は干渉するいかなる行動もとらないものとし、かつ、借入人がかかる特約、契約、義務を遂行し得るよう、必要適切なすべての行動をとり又はとらせるものとする。

第 4 条

第4.01項 保証人は、貸付規程の規定にもとずき、借入人により作成かつ交付される債券を保証するものとする。保証人の大蔵大臣及びその人が書面により指定する者は、貸付規程第6.12項(b)項の目的のために保証人の権限ある代表者として指定される。

第 5 条

第 5. 01 項 貸付規程第 8. 01 項の目的のために次の住所を特定する。

保証人：

大 蔵 大 臣

大 蔵 省

日本国東京都千代田区霞ヶ関3の2

上記に代るべき電信宛名

Minister of Finance

Okurasho, Tokyo

銀行：

国際復興開発銀行

アメリカ合衆国ワシントン D. C. 25

H 街 1818 N. W.

上記に代るべき電信宛名

Intbafrad

Washington D. C.

第 5. 02 項 保証人の大蔵大臣は、貸付規程第 8. 03 項の目的のため指名される。

以上の証として、両当事者は、正当な権限を有する各々の代表者を通じて、頭書の日附に、北米合衆国コロンビア地区において本保証契約にそれぞれ署名の上手交した。

第 5 条

第 5. 01 項 貸付規程第 8. 01 項の目的のために次の住所を特定する。

保証人：

大 蔵 大 臣

大 蔵 省

日本国東京都千代田区霞ヶ関3の2

上記に代るべき電信宛名

Minister of Finance

Okurasho, Tokyo

銀行：

国際復興開発銀行

アメリカ合衆国ワシントン D. C. 25

H 街 1818 N. W.

上記に代るべき電信宛名

Intbafrad

Washington D. C.

第 5. 02 項 保証人の大蔵大臣は、貸付規程第 8. 03 項の目的のため指名される。

以上の証として、両当事者は、正常な権限を有する各々の代表者を通じて、頭書の日附に、北米合衆国コロンビア地区において本保証契約にそれぞれ署名の上手交した。

日本国

授权代表者

国際復興開発銀行

総 裁

日本国

授权代表者

国際復興開発銀行

総 裁

